

大飯原発3・4号機再稼働反対表明と住民説明会の再度の開催等を求める

質問・要望書

- ・福井県の豪雪は、原発事故と自然災害が重なれば、避難できないことを示しています
- ・規制庁委託研究で、大山噴火による大飯原発の火山灰評価（層厚10cm）は過小が明らかに
- ・規制庁：京都府内・滋賀県内で行われた住民説明会等での関電の説明は「間違っていた」（関電の説明「福島原発事故時の周辺の最大空間線量率91 μ Sv/h」）
- ・内閣府：高浜と大飯原発の同時事故を想定した避難計画は「まだ作っていない」

京都市長 門川 大作 様

2018年2月15日
避難計画を案ずる関西連絡会

要 望 事 項

1. 大飯原発3・4号の再稼働は住民の生活を脅かします。福井県の今回の豪雪は、避難ができないことを現実が示しています。
早急に再稼働に反対を表明してください。2月9日から開始した燃料装荷等の再稼働準備を一切やめるよう関電に求めてください。
2. 関西電力の大飯原発再稼働申請に提示されていた関電の火山灰評価（層厚10cm）が過小評価であることが、規制庁の委託研究による専門家の調査・研究により明らかになりました。また、規制庁の指示によって関電が調査し、京都市右京区越畑で約30cmの火山灰露頭が確認されました。専門家を含めて火山灰評価がやり直されていないままの大飯原発再稼働は認められないと表明してください。
3. 昨年の京都市北部（UPZ内）の住民説明会等で関電が説明した「福島原発事故時の周辺の最大空間線量率91 μ Sv/h」は虚偽の説明です。2011年4月末の数値であり、事故時の「最大」ではありません。規制庁も関電の説明は間違っていると認めています。関電の責任を明らかにし、関電に対し公の場で撤回し謝罪するよう求めてください。
4. 広島高裁の仮処分決定を踏まえた火山灰問題等も含め、誰もが参加できる住民説明会、を再度開いてください。地域協議会を再度開くよう京都府に求めてください。
5. UPZ内に住む京都市の住民に安定ヨウ素剤の事前配布を実施してください。
6. 土砂災害・積雪でも避難経路が確保されている計画、又、市民の被ばくを増やさない大飯・高浜原発同時発災の避難計画が策定されていない中の再稼働は認めないでください。

日頃より市民の安全な暮らしを守るためご尽力いただき、ありがとうございます。

今回の福井県の豪雪は、北陸自動車道の閉鎖や国道8号線での1500台もの車両が立ち往生するなど、自然の猛威を改めて示し、住民の生活にも深刻な影響が及んでいます。この北陸自動車道や国道8号は、福井県民の県内避難の際の避難経路です。雪等の自然災害と原発事故が重なれば、避難はできません。

京都府北部のUPZ地域も雪深い地域です。大飯原発や高浜原発で事故が起これば、避難できず、被ばくによる一層深刻な被害が住民を襲います。

福島原発事故から7年になろうとしています。未だ福島県からの避難者は約8万人にも及び、子どもたちの甲状腺がんは増え続けています。汚染水処理はままならず、福島原発事故の廃炉作業も見通しさえ立っていません。原発からの脱却こそが福島原発事故の教訓であることを、日々の現実が明らかにしています。

それにも関わらず、国と電力会社は再稼働推進と原発依存の姿勢を変えていません。大飯原発3・4号機の再稼働が目の前に近づいています。関西電力は2月9日から3号機の核燃料装荷を開始し、3月中旬には原子炉を起動する予定を変えていません。

しかし、原発の再稼働を取り巻く状況は大きく変化しています。昨年12月13日には、広島高裁は、火山問題で伊方原発3号機の運転を禁じる仮処分決定を出し、原子力規制委員会の判断は不合理だと判断を下しました。また、神戸製鋼に続き三菱マテリアル系の子会社でも、原発部品の検査データ改ざんが明らかになりました。

他方、昨年10月4日の京丹波町、6・7日の京都市京北・広河原・久多地区、10日の南丹市と11日の綾部市の住民説明会で関電は、福島原発事故時の5km圏外「最大」被ばく量を、2011年4月末の数値（毎時91 μ Sv）を使って、平然とウソの説明を行いました。昨年10月19日の京都府の「第3回大飯原発所に係る地域協議会」でも同じ資料が使われています。ひとたび事故が起これば被害を受ける住民と、市民の安全に責任をもつ府、市町首長を愚弄しています。規制庁は、1月24日の私たち市民との交渉で、「関電の説明は間違っている」と述べています。関電のこのウソを正すとともに、さらに、住民や自治体に説明されていない火山問題（大飯原発の場合、火山灰の影響評価）や検査データ改ざん、高浜原発と大飯原発の同時発災問題について、再度住民説明会等を開催すべきです。

なお、私たちは昨年12月16日に大津市で、大飯原発3・4号の再稼働に反対して「関西・福井の交流集会」を持ち、別紙の集会アピールを発しました。[別紙]

これらを踏まえ、質問と要望に答えてください。

質問事項

【1. 広島高裁の仮処分決定を踏まえて、火山灰影響評価について】

広島高裁の仮処分決定は、火山問題について、規制委員会の判断は不合理だとの判断を示し、伊方原発3号機の運転禁止を命じました。火山灰について決定は下記のように指摘しています。決定に引用されている四国電力の火山灰の層厚・大気中濃度は、2017年6月に電事連が示したものです [資料1：電事連の表]。

電事連資料では、大飯原発等の評価も示されていますが、広島高裁決定を踏まえれば、これもまた過小評価となります。大飯原発3・4号機の場合、層厚は10cmと評価しています。しかし、大山火山噴火履歴を調査・検討している専門家の評価では、層厚は30～50cmに及ぶという結果が示されています [資料2]。そうなれば当然、火山灰の大気中濃度も現行の1.5g/m³を大きく上回ることとなります。

下記で説明しているように、規制庁の委託研究による専門家（山元孝広氏）の評価では、関電の火山灰評価（層厚10cm）は過小であると厳しく批判されています。また、関電の調査により、京都市右京区越畑で約30cmの火山灰露頭が確認されました。関電は昨年12月13日に中間報告を規制庁に出し、1月末に最終報告を出すとしています。（注：大山から越畑の距離は約190km。大山から大飯原発の距離は約188km）

このような過小評価では、火山灰の影響によって、非常用ディーゼル発電機のフィルタが目詰まりをおこし、機能を喪失して全電源喪失の危険があります。

1. 広島高裁決定を踏まえれば、関電の火山灰影響評価は過小です。安全は確保されていないため、再稼働は認められないのではないですか。
*四国電力による降下火砕物の層厚の想定（15cm）は過小であり、これを前提として算定された大気中濃度の想定（約 3.1g/m³）も過小であると認められる。（決定要旨 5 頁）
2. 関電の最終報告が出れば、専門家を交えた検討を公開の場で行うよう規制庁に求めるべきではないですか。
3. 関電の評価と専門家の評価等について、京都の住民や市長等に説明すべきではないですか。

【説明】 大山噴火による大飯原発の火山灰評価は過小評価が明らかであることについての説明：

規制庁の委託研究による産総研の山元孝広氏の論文^{*1}で、関電による大飯原発や高浜原発の火山灰評価は過小評価であることが指摘されました。

関電の大飯原発の火山灰の想定は現状で 10cm ですが、関電が検討対象としていた大山生竹噴火 (DNP) について山元氏が再評価した結果、原発周辺で約 30cm の層厚になると指摘されました。その為、規制庁は 6 月 14 日の規制委会合で関電に露頭を調査するよう指示しました。12 月 13 日に出された関電の中間報告では、京都市右京区越畑地区で約 30cm の露頭が見つかったことが書かれています。規制庁は 1 月 24 日の市民との政府交渉で、もしそれが DNP からであることが確認されれば、再評価のスタート地点となると述べました。

市民側は、火山灰の大幅な過小評価により、危険な状況にあるかもしれないので、再稼働が迫る大飯原発について、再稼働を止めて審査をやり直すよう要求しています。

12 月 13 日の関電による中間報告は以下です。

http://www2.nsr.go.jp/disclosure/meeting/DR_ETS/index.html

<http://www2.nsr.go.jp/data/000214222.pdf>

<http://www2.nsr.go.jp/data/000214221.pdf>

露頭の場所：

関電は京都市右京区越畑地点で露頭を確認しています。スケッチ図をみると、火山灰の厚さは最大 26cm です。関電は今後組成などを調査し、1 月末に最終報告を出すとしていますが、未だに出していません。これら規制庁と関電のやりとりは、非公開で行われています。

さらに、山元論文は、DNP よりも噴火規模の大きい DKP（大山倉吉噴火）について関電が特殊なものとして検討対象から除外したことを厳しく批判しています。DKP について再評価を行った場合、火山灰の厚さは 50cm にもなることが示されています。よって、DKP の再評価の必要性も浮上したのです。

^{*1} 規制庁が委託した山元孝広氏の論文 「大山火山噴火履歴の再検討」（2017 年）

https://www.jstage.jst.go.jp/article/bullgsj/68/1/68_1/_pdf/-char/ja

【Ⅱ. 関電の被ばく評価の虚偽と過小評価について】

昨年の京都市内で行われた住民説明会で関電は、「福島第一原子力発電所事故時の周辺の最大空間線量率」を 91 μSv/h と説明しました。しかしこれは、2011 年 4 月末の数値です。このようなウソの説明を平然と行うなど到底許されるものではありません。

規制庁は1月24日、「91より高い数値は確認されている」「関電の説明は間違っている。間違っただけのまま通さないようにしたい」と述べました。

[資料3：関電説明資料] 京都府内の説明会で関電はこれを繰り返しました。

記録が残っている福島県のモニタリングポストでは、事故後の2011年3月の最大値は6km圏の双葉町上鳥羽で1,591 μ Sv/h、文科省の3月15日測定データでは北西20km圏の浪江町で330 μ Sv/hを示しています。関電が示す「最大値」91 μ Sv/hよりはるかに高い数値です。[資料4：福島県の資料等]

事故から一か月以上も経った空間線量率を「最大」として、関電が行った大飯原発事故時の5km圏外の被ばく量は、「毎時0.03 μ Sv以下」となっています。これは、平常時の空間線量率と同じです。炉心溶融事故が起きても、平常時と同じ被ばく量で、7日間でも0.005mSv以下というわけです。関電は、避難は不要で屋内退避で十分と説明しましたが、このような欺瞞的な説明を放置してはなりません。

関電の評価では、大飯原発事故時の放射能放出割合は、福島原発事故時の1,760分の1とあまりに過小です。これは、地震などによって敷地内の地割れ等は一切起こらないという自らに都合のいい想定によるものです。

1. 住民説明会の場で、福島事故時の周辺の「最大値」91 μ Sv/hという説明を撤回し謝罪するよう、関電に求めるべきではないですか。同時に、説明の撤回と謝罪を求めるために、協議会を開くよう京都府に求めるべきではないですか。
規制庁は、「関電の説明は間違っている」「間違っただけのまま通さないようにしたい」と述べています。また、1月16日の滋賀県への申入れで滋賀県も「91 μ Sv/hは最大値ではない。関電に説明を求める」と回答しています。
2. 福島事故並みの放射能放出を想定して、被ばく評価等を住民に説明するよう関電・国に求めるべきではないですか。
滋賀県は、「福島原発事故後の最大を91 μ Sv/hとし、さらに5.2TBqしか放出されないとすることにより、0.03 μ Sv/h以下しか被ばくしないと言うのはあまりにも強引すぎるので、これまでと同じように説明するのはやめるようしっかり求めていきます。関電からの回答は公の場でもらう必要があります」と述べています。

【Ⅲ. 大飯と高浜原発の同時発災について】

内閣府は1月24日、大飯と高浜原発が同時に事故を起こした場合の避難計画は「まだ作っていない」ことを認めました。1月に関係府県との協議会を初めて開いただけで、同時事故の場合に、事故対策本部を大飯と高浜のどちらのオフサイトセンターに設置するのか等々にも具体的に決まっておらず、「事故が起きてから決めることになる」と答えるだけでした。また、同時発災が起きても30km圏内避難対象者が「全員逃げることはないので大丈夫」と無責任な回答でした。

1. 大飯と高浜原発が同時に事故を起こし、同時発災の避難計画がまだ策定されていないなかで、市民の安全はどう保証されるのですか。市民の被ばくが増えた場合、国が責任を取るのですか。京都市行政の責任はどのようなものになるのですか。
2. 大飯と高浜原発の要援護者を含む市民が納得できる、被ばくを増やさない保証がある同時発災事故の避難計画が策定されるまで、大飯原発の再稼働は許されないのではないですか。

【Ⅳ. 避難計画について】

1. 「大飯地域の緊急時対応」82頁では、スクリーニング場所として、下記があげられています。
(ア) 京都府が準備する避難退域時検査場所候補地：「ゼミナールハウス」
(イ) 京都市が準備する簡易検査場所候補地：「大黒谷キャンプ場」と「花背山の家」

(ア) と (イ) の違いを説明してください。それぞれ、具体的に何を行うのですか。
2. 京都市 UPZ 圏内で、安定ヨウ素剤が保管されている場所はどこですか。
UPZ 内に住む京都市民を守る為、安定ヨウ素剤の事前配布が必要ではないですか。
3. 京都市北部は、雪深い地域で、また避難道路の国道 367 号等は今年の台風でがけ崩れ等も頻繁に起きています。現在の避難経路で、自然災害が重なっても避難できるのですか。
4. 国道 367 号は、大津市民の避難経路と重なっています。大津市との協議はされていますか。
5. 京都市 UPZ 圏内に設置されているモニタリングポストはどこですか。
そのモニタリングポストは、一時避難の基準 $20 \mu\text{Sv/h}$ や即時避難の基準 $500 \mu\text{Sv/h}$ まで測定可能ですか。
6. 他方、京都市は、舞鶴市民約 6 万 5 千人の受け入れ先にもなっています。避難所のマッチングはできていますか。未だマッチングができていない場合、なぜですか。

【V. 住民説明会の再度の開催について】

昨年 10 月の住民説明会は、京都市 UPZ 住民約 300 人の内、住民の参加者はわずか約 60 名でした。これでは住民に説明したことにはなりません。また、上記で述べたように、火山灰等の新しい問題も出てきています。

1. 市内説明会を再度開き、住民説明会では、今度は市民誰もが参加・質問出来る説明会にするべきではないですか。
2. 京都府に地域協議会の開催を求めるべきではないですか。

2018 年 2 月 15 日

避難計画を案ずる関西連絡会

連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／
脱原発はりまアクション／原発防災を考える兵庫の会／美浜の会



この件の連絡先：グリーン・アクション

京都市左京区田中関田町 22-75-103 Tel:075-701-7223